

# 一般社団法人泉青年会議所 役員選任規程

## 第1章 総 則

第1条 本規程は一般社団法人泉青年会議所（以下「本会議所」という。）定款第25条に基づき本会議所の役員の選任に関する事項を規定する。

2 本規程に従って推薦された理事候補者は、9月に開催される通常総会において承認され、翌年1月1日より、正式に理事に就任する。

3 理事長候補者は、9月に開催される通常総会又は、その後に開催される理事会において承認されることにより、正式に理事長に就任する。

4 本規程に従って推薦された監事候補者は、1月又は2月に開催される通常総会において承認されることにより、正式に監事に就任する。

## 第2章 選挙管理委員会

第2条 理事長候補者・監事候補者選出委員会委員及び公選理事候補者を選挙により選出するため、その選挙の管理及び執行を行う機関として選挙管理委員会を置く。

第3条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名の計5名により構成される。委員長は理事の中から、委員は正会員の中から当該年度理事長が指名し、5月に開催される理事会の承認を得るものとする。

第4条 委員長は選挙管理委員会の会務を統轄し、理事会において委員会を代表して役員選出に関する事務について報告をなす他、必要に応じて意見を述べることができる。

2 選挙管理委員会は委員長の不測の事態に備えて、これを代理する者を備えておく。

第5条 選挙管理委員会の任期は、当該年度の10月末日までとする。但し、理事会の決議により任期を延長することができる。

## 第3章 理事長候補者・監事候補者選出委員会

第6条 次年度の理事長候補者及び監事候補者を選出するために、理事長候補者・監事候補者選出委員会（以下「選出委員会」という）を置く。

2 選出委員会の任期は、選出された日より、翌年の1月又は2月に開催される通常総会の終了までとする。

第7条 選出委員会は、当該年度理事長と選挙により選出された者により構成される。選挙により選出される者の人数は、当該年度の5月末日現在の正会員数が50人以下の場合は4名、51人以上100人以下の場合は5名とし、以降50人増えるごとに1名を加算する。

2 選出委員会の委員長は、当該年度理事長がこれにあたる。

第8条 選出委員会委員の選挙において、選挙権を有する者は、正会員のうち当該年度6月末日において、会員資格規程第6条第2項又は第3項に定める会費（以下、本規程において「会費」という場合は、会員資格規程第6条第2項又は第3項に定める会費の事を指す。）全額を納入済みの者とする。

2 選出委員会委員の選挙において、被選挙権を有する者は、正会員のうち次の各号を満たす者とする。

- (1) 当該年度6月末日において会費全額を納入済みの者
- (2) 理事経験のある者
- (3) 次年度において正会員の資格を有する者
- (4) 理事長経験のない者

第9条 選挙管理委員会は、本規程第8条第1項及び第2項に基づき、当該年度6月末日における選挙権及び被選挙権を有する者を調査し、選挙人及び被選挙人名簿（以下この章において「名簿」という）を作成し、選挙権及び被選挙権の有無を7月3日までに全正会員に通知しなければならない。

2 前項の名簿に異議のある正会員は、7月7日までに書面をもって選挙管理委員会に異議申立てできる。

3 選挙管理委員会は、前項の申立てを受けた時には速やかにこれを審議、裁定し、7月10日までに正会員に訂正した名簿を通知しなければならない。

4 第2項の期間中に異議申立てのない場合は7月7日の経過をもって、異議申立てであった場合は前項の通知をもって、名簿は確定するものとする。

第10条 本規程第7条第1項に定められた人数の選出委員は、本規程第8条第2項に定められた被選挙人から、本規程第8条第1項に定められた選挙人の投票によって選出する。

2 投票は、被選挙人のうちより3名を選択し、無記名で行う。

3 選挙すべき数より多く又は少なく記入された場合、被選挙人以外の者の氏名を記入した場合、同一者の氏名を重複して記入した場合は、その得票用紙の全ての票を無効とする。

4 投票日にやむを得ない理由により投票できない場合は、期日前投票をすることができる。

(1) 期日前投票の期間は、名簿が確定した日から投票日前日までとする。

(2) 期日前投票を希望する者は、事前に選挙管理委員会へ申し出ることとする。

(3) 期日前投票は、選挙管理委員会の立会いのもと、行うこととする。

(4) 選挙管理委員会は期日前投票の投票用紙を開票の時まで保管するものとする。

5 選挙管理委員会は、やむを得ない事情がある場合は、理事会の決議を経た上で、郵送による方法で投票を実施することができる。

6 前項の場合の手続については第21条1項、第22条1項、3項、4項を準用する。

第11条 開票は選挙管理委員会及び当該年度監事の立会いの上即日行われ、理事会の決議により定めた方法により結果を報告する。

2 当選は、本規程第7条第1項に定められた人数迄の者とし、当選者に次ぐ獲得投票数の者は次点とする。尚、最低位同得票の場合には、会員経験年数の長い者を上位とする。又、得票同数、会員経験共同じ場合は年長者を上位とする。

3 前条第5項の方法による投票を実施した場合、開票については第23条及び第25条を準用する。

#### 第4章 理事長候補者、監事候補者の選出

第12条 選出委員会は、委員に選出された後7日以内に委員全員の合議によって次年度の理事長候補者1名及び必要に応じて監事候補者を選出する。

第13条 本規程第12条によって選出される次年度の理事長候補者は、下記の事項を満たす者とする。

(1) 当該年度6月末日において会費全額を納入済みの者

(2) 次年度において正会員の資格を持つ者

(3) 理事長経験のない者

(4) 副理事長、専務理事、監事、室長のいずれかの経験の有る者

第14条 本規程第12条によって選出される次年度の監事候補者は、下記の事項を満たす者とする。但し、本会議所の正会員以外の者から選出する場合には、この限りではない。

(1) 当該年度6月末日において会費全額を納入済みの者

(2) 理事を経験した者

第15条 選挙管理委員会は、本章に定めるところに従い、次年度の理事長候補者及び監事候補者を選出した上で、その氏名を8月に開催される理事会及び全正会員に通知しなければならない。

## 第5章 公選理事候補者

第16条 次年度の理事候補者（理事長候補者を除く）のうち、第2項に定める人数の理事は正会員の直接選挙により選出する。

2 前項に言う正会員の直接選挙により選出する理事の人数は、当該年度の5月末日現在の正会員数が50人以下の場合は5名、51人以上100人以下の場合は6名とし、以降50人増えるごとに1名を加算する。

第17条 公選理事候補者選挙の選挙権を有する者は、正会員のうち当該年度6月末日において会費全額を納入済みの者とする。

第18条 公選理事候補者選挙の被選挙権を有する者は、正会員のうち、次の各号を満たす者とする。

- (1) 当該年度6月末日において会費全額を納入済みの者
- (2) 前年度12月末日までに正会員となった者
- (3) 選出委員会委員に選出されなかった者
- (4) 次年度の監事候補者でない者
- (5) 次年度において正会員の資格を有する者
- (6) 理事長経験のない者

第19条 選挙管理委員会は本規程第17条及び第18条に基づき、選挙人及び被選挙人名簿（以下この章において「名簿」という）を作成し、本規程第11条に定める開票後10日後より3日間、本会議所事務局に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。

2 名簿を事務局への備え付けることが困難な場合、選挙管理委員会は全正会員に選挙権及び被選挙権の有無を通知しなければならない。

第20条 名簿に異議のある正会員は、前条1項の縦覧期間内に書面をもって選挙管理委員会に異議申立てできる。

2 異議申立てがあつた場合、選挙管理委員会は速やかにこれを調査し、異議を認めた場合、名簿への追加又は更正を、異議申立て日より3日以内に行い、かつ遅滞なくその決定を告知し、告知日よりさらに3日間、前条に定める方法により、正会員の縦覧に供し、再度、異議申立てを受け付ける。但し、縦覧期間経過後の異議申立ては認めない。

第21条 選挙管理委員会は名簿及び投票用紙を投票日の3日前までに到着するよう有権者に交付または送付しなければならない。

2 選挙管理委員会は、名簿の送付に合わせて、選出委員会によって選出された、次年度の理事長候補者及び監事候補者の氏名を有権者に通知しなければならない。

第22条 投票用紙は有権者1名につき1枚とする。

- 2 投票は、被選挙人のうちより5名を選択し、無記名で行う。
- 3 投票は、郵送で行うか、又は事務局備え付けの投票箱に行く。
- 4 郵送は、普通郵便によるものとし、投票日までの消印のあるものを有効とする。

第23条 開票は選挙管理委員会が行い、当該年度監事立会いの上、これを行わなければならない。

2 選挙すべき数より多く又は少なく記入された場合、被選挙人以外の者の氏名を記入した場合、同一者の氏名を重複して記入した場合は、その得票用紙の全ての票を無効とする。

第24条 当選は、有効得票数本規程第16条第2項に定められた人数迄の者とし、当選者に次ぐ獲得投票数の者は次点とする。尚、最低位同得票の場合には、会員経験年数の長い者を上位とする。又、得票同数、会員経験共同じ場合は年長者を上位とする。

第25条 選挙管理委員会は、当選者が確定した時は、遅滞なく当選者の氏名を理事会及び全正会員に通知しなければならない。

## 第6章 理事候補者及び副理事長候補者の指名選出

第26条 次年度の理事長候補者は、前章に定める公選理事候補者選挙によって、当選者が確定した後に必要に応じてその他の理事候補者を指名によって選出できる。

2 次年度の理事長候補者によって指名選出される理事候補者は、当該年度の6月末日における正会員であることを要する。但し、下記に掲げる者は被選者になり得ない。

- (1) 選出委員会において監事候補者に選出された者
- (2) 第5章に定める公選理事候補者選挙によって、当選が確定した者
- (3) 次年度において正会員の資格を有しない者
- (4) 当該年度の6月末日において会費全額を納入していない者

第27条 次年度の理事長候補者は、前条の理事候補者の指名選出後直ちに選挙により選出された理事候補者及び指名により選出された理事候補者の会員の中から、次年度の副理事長候補者2名以上4名以内、専務理事候補者1名を指名により選出する。又、必要に応じて室長候補者を4名以内で指名することができる。

第28条 次年度の理事長候補者は、指名により選出した次年度の理事候補者及び副理事長候補者、専務理事候補者、室長候補者の氏名を、9月に開催される理事会に通知しなければならない。

## 第7章 通知、報告、承認

第29条 当該年度の理事長は、本規程の定めるところによって選出された次年度の役員候補者の氏名を、速やかに全正会員に通知しなければならない。

第30条 当該年度の理事長は、当該年度中に開催される総会において、選出された次年度の理事長候補者及び役員候補者を改めて報告するとともに、役員を選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 役員候補者の補充選出

第31条 本規程によって選出された役員候補者に欠員が生じた時、理事長候補者の場合は選出委員会の推薦により選出する。

- 2 監事候補者の場合は、本規程第14条を満たす者のうちより選出委員会の推薦により選出する。
- 3 副理事長候補者、専務理事候補者及び室長候補者の場合は、理事候補者のうちより理事長候補者が指名する。
- 4 理事候補者の場合は、第26条2項の定める正会員のうちより理事長候補者が指名する。

第32条 当該年度の理事長は、役員候補者の補充選出が行われた以後、速やかに役員候補者の選出に関する経過の概要を全正会員に通知しなければならない。又、当該年度の理事長は、役員候補者の補充選出が行われた以後、最初の総会において承認を得なければならない。

## 第9章 役員の補充選出

第33条 本会議所定款第26条により選任された役員に欠員が生じた時、理事長の場合は、理事のうちより理事会の決議により選定する。

2 監事の場合は、本規程第14条を満たす者のうちより理事会の決議により選出し、総会の承認を得なければならない。

3 副理事長、専務理事の場合は、理事のうちより理事長が指名し、理事会の承認を得なければならない。

4 その他の役員の場合は、必要に応じて、本会議所定款に則り選出する。

第34条 当該年度の理事長は、役員の新補充選出が行われた以後、最初の例会において役員の新選出に関する経過の概要を説明しなければならない。又、理事長、監事、理事の新補充選出が行われた場合、当該年度の理事長は、補充選出後最初の総会において承認を得なければならない。

(細則)

第35条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

#### 附 則

- 1 本規程は平成25年7月1日より施行する。(平成25年6月12日理事会決議)
- 2 本規程は平成26年1月1日より施行する。(平成25年12月29日理事会決議)
- 3 本規程は平成27年5月1日より施行する。(平成27年4月9日理事会決議)
- 4 本規程は平成29年9月1日より施行する。(平成29年8月10日理事会決議)
- 5 本規程は令和元年6月13日より施行する。(令和元年6月13日理事会決議)
- 6 本規程は令和2年6月10日より施行する。(令和2年6月10日理事会決議)
- 7 本規程は令和2年7月8日より施行する。(令和2年7月8日理事会決議)
- 8 本規程は令和4年10月6日より施行する。(令和4年10月6日理事会決議)
- 9 本規程は令和5年9月26日より施行する。(令和5年9月14日理事会決議)